令和７年度地域おこし協力隊採用支援業務委託プロポーザル実施要領

１．業務の目的

行政及び町内事業者のDX推進や業務効率化のサポート、DXに対する意識を高めることを目的として活動する株式会社デジタルラボみなのに従事する地域おこし協力隊の採用するにあたり、適正な人材の募集・採用に関する支援業務を行うことを目的とする。

２．業務の概要

（１）業務名

令和７年度地域おこし協力隊採用支援業務委託

（２）業務の内容

別紙「令和7年度地域おこし協力隊採用支援業務委託仕様書」のとおり

（３）履行期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

（４）予算額

金１，３３０，０００円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

３．契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

４．参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。

（１）皆野町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱による入札参加停止措置を受けていないこと。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。

（４）皆野町暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団でないことまたは同号に規定する暴力団と関係を有する事業者でないこと。

５.スケジュール

①参加表明書の提出	令和７年７月３日（木）から令和７年７月１８日（金） 午後５時まで
②質問の受付	令和７年７月１日（火）から令和７年７月８日（火） 午後５時まで
③質問の回答	令和７年７月１４日（月）までに電子メールにて回答

④企画提案書の提出	令和７年７月３日（木）から令和７年７月２２日（火）までの土、日、祝日を除く午後５時まで（郵送の場合は必着）
⑤プレゼンテーション審査	令和７年７月２４日（木）午前 ※順番、時間等の詳細は、別途指示します。
⑥結果通知	令和７年７月２８日（月）までに電子メールにて連絡
⑦契約の締結	令和７年７月中を予定

６．参加申し込み

このプロポーザルへの参加の意思について、「参加意思表明書（様式１）」を提出してください。

（１）受付期間

令和７年７月３日（木）から令和７年７月１８日（金）午後５時まで

（２）提出先

〒369-1492　埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420 番地１

皆野町役場　企画財政課　政策推進担当

電話 0494-26-7334（直通）　Mail：seisaku@town.minano.saitama.jp

（３）提出方法

「参加意思表明書（様式１）に必要事項を記入し、上記提出先へ郵送または持参してください。

７．質問の受付及び回答

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式２）」を提出してください。

（１）受付期間

令和７年７月３日（木）から令和７年７月７日（月）午後５時まで

（２）提出先

〒369-1492　埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420 番地１

皆野町役場　企画財政課　政策推進担当

電話 0494-26-7334（直通）　Mail：seisaku@town.minano.saitama.jp

（３）提出方法

「質問票（様式２）」に必要事項を記入し、電子メールにて提出してください。電子メールの表題を「地域おこし協力隊採用支援業務プロポーザル質問（事業者名）」とし、メール送信後に確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問合せ等）については回答いたしません。

（４）回答

質問の回答は、令和７年７月１４日（月）までに、すべての参加事業者へ電子メールにて回答いたします。

８．企画提案書の提出方法

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類を持参または郵送により提出してください。なお、提案は１事業者につき１つの提案の提出に限ります。

（１）提出期間

令和７年７月３日（木）から令和７年７月２２日（火）までの土、日、祝日を除く午後５時まで（郵送の場合は必着）

（２）提出書類

①企画提案書（任意様式）

・企画提案書には業務スケジュールを記載すること。

・体裁は原則としてＡ４判（Ａ３判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。

・仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。なお、総括責任者・主任技術者の変更は、特段の理由がない限り認めない。

②業務実績書（様式３）

③業務体制表（様式４）

④見積書（様式５）

見積内訳書（任意様式）を添付すること。

上記の①から④は各４部作成すること。

⑤会社概要が分かる会社案内等の資料

⑥履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

⑦財務諸表

⑧直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

（３）提出先

〒369-1492　埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420 番地 1

皆野町役場　企画財政課　政策推進担当

電話 0494-26-7334（直通）

（４）提出方法

上記提出先へ郵送または持参してください。

９．審査

（１）審査方法

町において提出書類①から④に基づき書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、それらを総合的に評価します。

（２）プレゼンテーション審査

①実施日時：令和７年７月２４日（木）午前

※順番、時間等の詳細は、別途指示します。

②実施場所：皆野町役場庁舎内

③実施内容

・提出した企画提案書により説明を行うこと。

・類似事例を使用して説明を行うこと。

・プレゼンテーションに使用する機材等は、提案者において用意すること。ただし、モニター及びHDMI ケーブルは町で準備する。

・プレゼンテーションの時間配分は、以下のとおりとする。

使 用 機 材 等 準 備：１０分

プレゼンテーション：１０分

質　　疑　　応　　答：１０分

（3）評価

評価は、別紙「審査基準表」による。

評価が最も高い者を契約予定事業者に決定します。

契約予定事業者が何らかの事情により契約を行えなかった場合は、次点の者を契約予定事業者とします。

（4）審査結果

審査の結果は、令和７年７月２８日（月）までに参加したすべての事業者に電子メールにて通知します。

（5）その他

審査会での選考は非公開とします。また、選考結果に対する異議申し立ては受理しません。

１０．契約の締結

プロポーザルの審査結果に基づき、町は決定した契約予定事業者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書に調整した後、契約を締結します。

１１．参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

（1）「参加資格」の要件を満たさなくなった場合

（2）「企画提案書の提出方法」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合

（3）提出書類等に虚偽の記載があった場合

（4）審査の公平性を害する行為があった場合

（5）企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

（6）企画提案にあたり著しく信義に反する行為があると認めた場合

１２．企画提案の関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とする。

１３．プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。その場合においては、プロポーザルに要した経費を町に請求できない。

１４．その他

参加申し込み後に辞退する場合は、「辞退届」（様式自由）を令和７年７月２２日（火）までに提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。

企画提案者が１者のみである場合においても、書類審査及びプレゼンテーション審査により契約予定事業者を選定する。

令和７年度地域おこし協力隊採用支援業務プロポーザル審査基準表

審査項目	評価項目	審査基準
企画提案	業務全般	仕様書の内容を反映した提案内容となっており、地域おこし協力隊の採用に関する支援内容が適切で有効と認められるものであるか。
	地域性の理解	本町の地域おこし協力隊や株式会社デジタルラボみなのの活動内容を理解しているか。
	募集方法	募集や広報の内容は効果的な方法となっているか。 町が求める人材を明確化し、それに基づいた募集戦略ができているか。
	独自性・創意工夫	仕様書に示された事項以外に、本町にとって有効な独自提案が示されており、かつ実現性のある提案内容になっているか。
業務実績	業務実績	本業務を適切かつ円滑に遂行できる人員体制であるか。配置予定者の経験年数や業務実績は十分か。
実施体制	業務実施体制	本業務を適正に執行するために必要な知識やノウハウ、実績が豊富で、本業務に活かすことができるか。
見積書	見積金額	見積金額は予算額内で、適切に算定されているか。